

広島県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市三和町上壺字高丸一〇八七一の四、一〇八八二の四、一〇八八三の三、一〇八九

一の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため